

基安発第 0412002 号

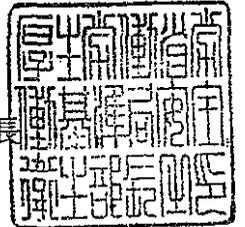
平成18年4月12日

独立行政法人

鉄道建設・運輸施設整備支援機構

国鉄清算事業本部管理部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長



労働安全衛生法に基づく健康管理手帳を交付された
方々に対する健康診断の費用負担等について（依頼）

労働基準行政の運営に当たりましては、日頃から御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法第67条におきましては、退職した労働者の健康管理のために健康管理手帳制度を規定しております。

この健康管理手帳が交付された者に対する健康診断は、退職した労働者について、その従事した業務に起因して発生する疾病で、発病した場合重度の健康障害を引き起こすもの（例えば、石綿にばく露することによって発症する中皮腫）の早期発見を目的として実施しております。この健康診断については、労災保険適用事業場を退職した労働者に関しては、労働者災害補償保険法に基づく労働福祉事業として実施していますが、旧日本国有鉄道等は労災保険の適用外となっております。

健康管理手帳制度の趣旨、労働者の安全と健康確保に係る労働安全衛生法上の事業者の責務を踏まえ、退職後の労働者についても、事業者がその従事した業務に起因する疾病の予防についての措置を講ずることが望まれるところであり、こうした観点から、旧日本国有鉄道等の職員で、健康管理手帳が交付された方々に対する健康診断の費用負担及びこれに伴う諸手続等について、貴独立行政法人において実施方検討をお願い申し上げます。